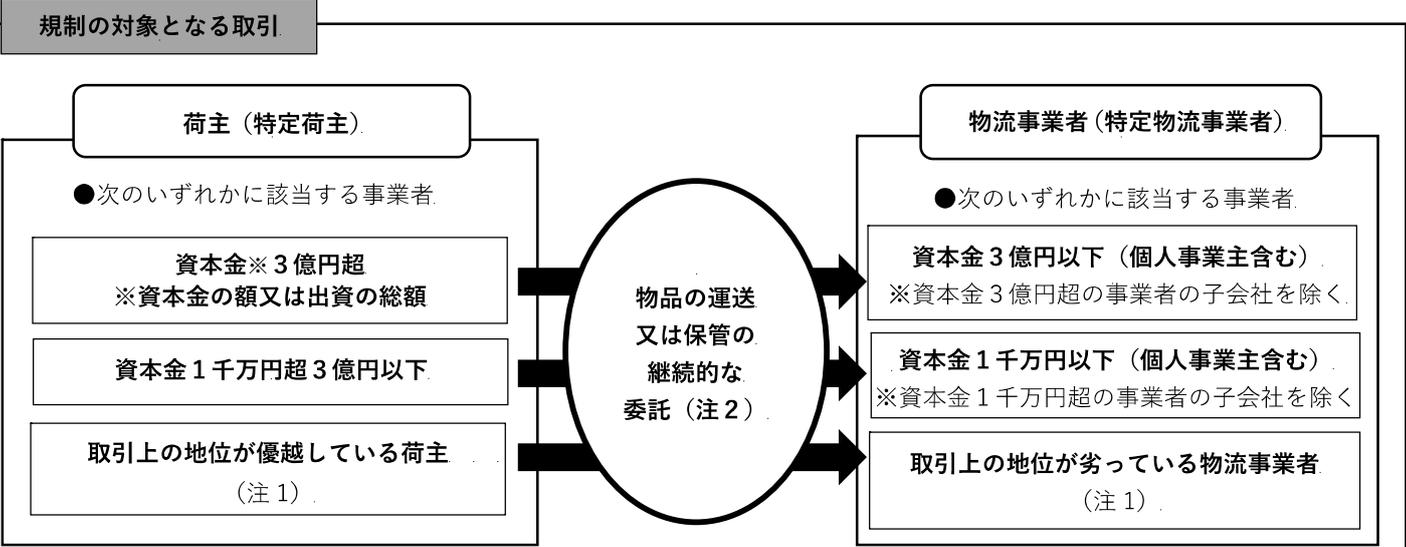


特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正取引方法（物流特殊指定）の概要

物流特殊指定は、荷主と物流事業者間の取引における優越的地位の濫用行為を効果的に規制するために定められた独占禁止法上の規制です。



(注 1) 優越性の判断に当たっては、①荷主に対する取引依存度、②荷主の市場における地位、③物流事業者にとっての取引先変更の可能性、④その他荷主と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に勘案します。

(注 2) 下請法第 2 条第 4 項に規定する役務提供委託（事業者が業として行う運送又は保管の全部又は一部を他の事業者に委託すること）に該当する場合を除きます。

※ このほか、物流子会社が、その親会社から受託した物品の運送等を他の物流事業者者に再委託する場合、当該取引が下請法の規制対象とならないときに、物流特殊指定の規制対象となることがあります。

特定荷主の禁止行為

<p>①代金の支払遅延</p> <p>特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払わないこと。</p>	<p>④物の購入強制・役務の利用強制</p> <p>正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。</p>	<p>⑦不当な給付内容の変更及びやり直し</p> <p>運送若しくは保管の内容を変更させ、又は運送若しくは保管を行った後に運送若しくは保管をやり直させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。</p>
<p>②代金の減額</p> <p>特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた代金の額を減じること。</p>	<p>⑤割引困難な手形の交付</p> <p>支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。</p>	<p>⑧要求拒否に対する報復措置</p> <p>①～⑦に掲げる事項の要求を拒否したことを理由として、取引停止等の不利益な取扱いをすること。</p>
<p>③買ったたき</p> <p>特定物流事業者の運送又は保管の内容と同種又は類似の内容の運送又は保管に対し通常支払われる対価に比し著しく低い代金の額を不当に定めること。</p>	<p>⑥不当な経済上の利益の提供要請</p> <p>自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。</p>	<p>⑨情報提供に対する報復措置</p> <p>公正取引委員会に対し①～⑧の事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引停止等の不利益な取扱いをすること。</p>